平成２１年（フ）第２８号
新潟県佐渡市梅津1686番地12
債務者　田持　明子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２１年（フ）第１８７号
山梨県南巨摩郡身延町梅平312番地１
債務者　佐野　美和
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１０７号
長野県中野市南宮１―40　ドリームハイツ201号室、住民票上の住所滋賀県伊香郡木之本町大字木之本566番地２
債務者　田坂　弥生
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１８７号
長野県須坂市北相之島202番地　48―15
債務者　土屋　雅信
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１４号
長野市大豆島西沖４番地９
債務者　小松　盛夫
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２１５号
長野市大豆島西沖４番地９
債務者　大井　美恵（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
長野県松本市大字南浅間612番地の２
債務者　林　富美男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第２８６号
岐阜市鹿島町４丁目７番地モアグレース鹿島802号室
債務者　西村　恵子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第９３号
兵庫県川西市栄町７番６―305号
債務者　吉原　悦子
1　決定年月日時　平成21年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１６９号
山口県下関市向洋町１丁目18番５―303号　サンファミリアⅡ
債務者　河田富由こと　河　　富由
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１８３号
山口県下関市菊川町大字田部1160番地　市営田部南住宅11号
債務者　枝松美登里
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２２５号
山口県下関市彦島本村町３丁目２番３号
債務者　山根　年男
1　決定年月日時　平成21年７月１日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第１６１号
徳島県吉野川市川島町児島字東須賀128番地２
債務者　松島　孝子
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第３８６号
高知市大川筋１丁目３番34号　三木ビル201号
債務者　高橋　勢一
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３８９号
高知市布師田3604―１　高知刑務所内、住民票上の住所高知市北久保３番25―206号
債務者　佐山　　圭
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９４号
高知市介良乙3667番地４　ＭＦマンション302号
債務者　山下　勝久
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第３９６号
高知市朝倉東町６番３号　森田第二アパート26号
債務者　寺田　　聖
1　決定年月日時　平成21年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月１日まで
高知地方裁判所破産係